

4-5. 御笠地域

(1) 地域特性

御笠地域は、地域の西側半分が都市計画区域、東側半分が都市計画区域外となっており、都市計画区域のうち、北端部の飛び地状に指定されている市街化区域を除く大部分が市街化調整区域となっています。

宝満川沿いの低地には、まとまりのある優良農地が広がっており、山裾には福岡県農林業総合試験場などの農業関連施設も立地しています。

また、丘陵部には住宅地や集落が形成されており静かな集落環境が保たれています。

一方で、主要地方道筑紫野古賀線や一般県道福岡日田線などの幹線道路沿道では、近年、開発需要が高くなっています。

位置図



地区面積	851.7ha
人口	2,358人
人口密度	2.8人/ha

※人口：平成27年国勢調査を基に市街化調整区域の人口を算出



(2) 地区類型

1) 北部の幹線道路沿道の集落・農地 (①・②・⑤・⑥)

地域北部では、農地や森林に隣接する豊かな自然環境のもと、住宅団地を取り囲むように幹線道路があり、その沿道に集落が形成されています。沿道利用指定区間に指定されている主要地方道筑紫野古賀線や主要地方道筑紫野太宰府線、主要地方道筑紫野筑穂線が交差する恵まれた交通条件のもと、地域コミュニティの拠点である御笠コミュニティセンターが立地するなど、本地域の中心的な地区として、まとまりある生活圏を形成しています。

上位計画である第二次筑紫野市都市計画マスタープランでは、①が「幹線道路沿道に生活利便施設の充実を推進するとともに、必要な施設の誘導を促進」する区域と位置づけています。

2) 農地と森林に接する集落・農地 (⑨)

本地区は、宝満川沿いに広がる農地と森林が一体となった豊かな環境のもと、農業を生活基盤とした一定規模の集落が形成されています。里山の静かな環境で、自然を身近に感じることができる良好な環境が特徴的な地区となっています。

3) 南部の幹線道路沿道の集落 (⑫・⑬)

沿道利用指定区間に指定されている一般県道福岡日田線と主要地方道筑紫野古賀線が交差している⑫は、西部が市街化区域に接しており、一部店舗等の立地も見られます。なお、福岡視覚特別支援学校なども位置していることから、当該施設付近では利用者への安全面の配慮も必要です。

また、天山の一般県道福岡日田線沿線においては、その交通利便性の高さから一定規模の集落が広がっており、良好な集落環境が保たれています。

上位計画である第二次筑紫野市都市計画マスタープランでは、⑬が「住環境の再整備及び地域の活性化に繋がる土地利用を検討」する区域と位置づけています。

4) 宝満川沿いの優良農地 (⑩)

宝満川沿いは、農業振興地域農用地に指定される優良な農地が広がり作物の生産の場となるほか、多種多様な生き物の生息の場となるなど、本市の優れた地域資源のひとつとなっています。

また、地区内を流れる宝満川は、本市の骨格的な水系のひとつであり、地域の貴重な資源でもあることから、河川環境の保全と活用が望まれています。

5) 筑紫野市陸上競技場跡地周辺地区 (⑦)

本地区は、主要幹線道路沿道の恵まれた交通利便性と優良な農地において生産された農業生産品等を生かし、農業生産者と消費者が交流する拠点としての土地利用がなされることが期待されています。

上位計画である第二次筑紫野市都市計画マスタープランでは、「筑紫野市陸上競技場跡地は、周辺環境と調和を図り、農業生産者と消費者の交流拠点として、良好な土地利用を図る」「周辺地域には国の指定を受けた史跡等が点在しており、それらと連携した施設等の整備を検討」する区域と位置づけています。

6) 緑地系施設地区 (③・⑧)

主要地方道筑紫野古賀線沿線のゴルフ場及び福岡県農林業総合試験場については、広域的なレクリエーション施設としての活用や豊富な自然環境を生かした施設として、生活の質を高める役割を担っています。

7) 森林部 (④・⑪)

地域の北東部や南東部に広がる森林は、保安林を含むとともに、水源かん養や生態系保全、保養・レクリエーションなど多様な機能を担っており、山の恵みが市民に安らぎと癒しをもたらす空間となっています。

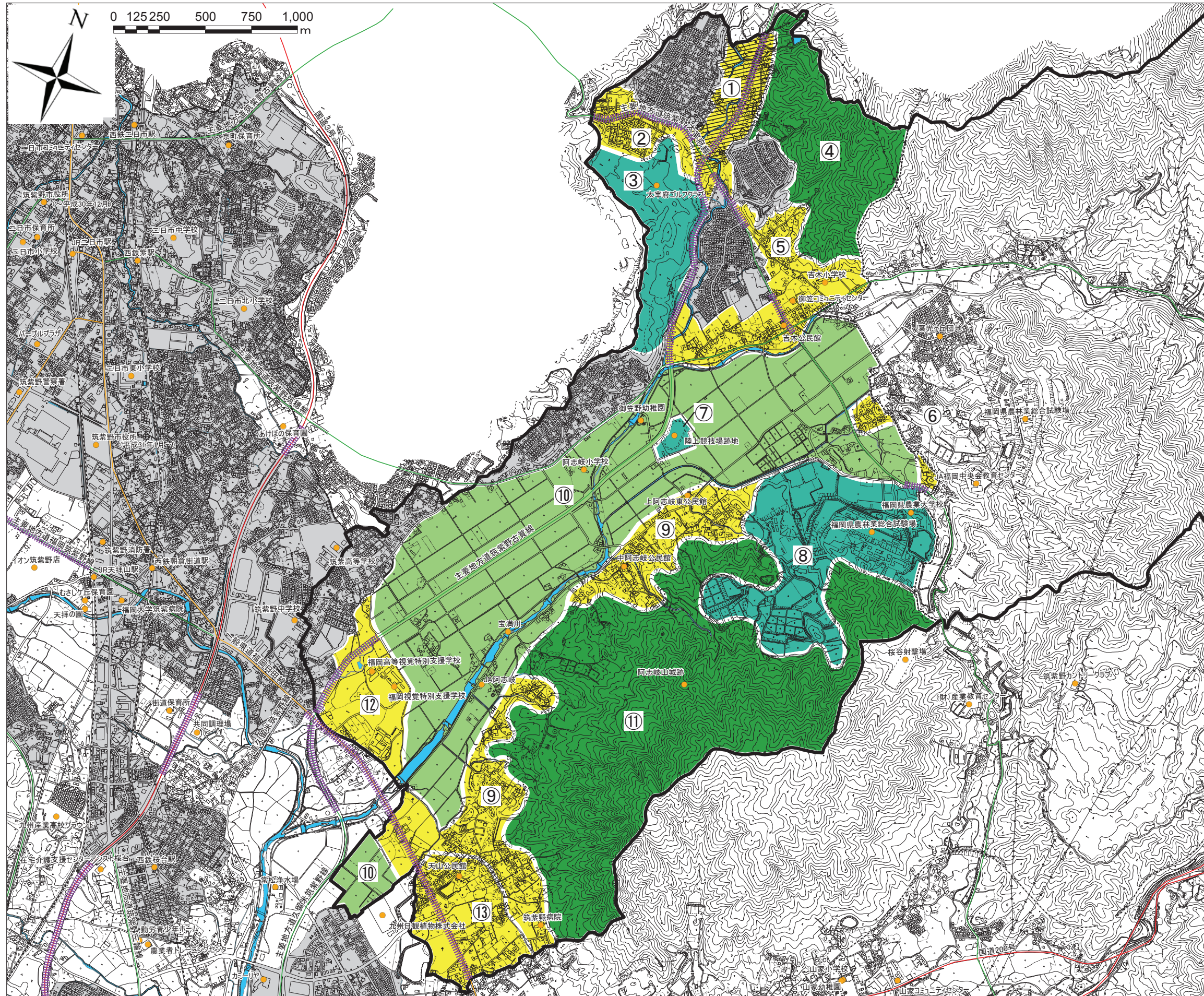
また、⑪には、国指定史跡である阿志岐山城跡があり、本市の貴重な地域資源としてその保全・活用が望まれています。

地区区分指定(御笠地域①)

地区類型	1)北部の幹線道路沿道の集落・農地						2)農地と山林に接する集落・農地		3)南部の幹線道路沿道の集落	
	①	②	⑤	⑥	⑨	⑬	⑫	⑬		
現況土地利用	地区番号									
	宅地主体	●	-	-	-	-	-	-	-	-
	集落・農地混在	●	-	●	●	●	●	●	●	●
	農地主体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	森林主体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法規制・法指定等	緑地施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農業振興地域農用地	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	県立自然公園(特別地域)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保安林	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	沿道利用指定区間	●	●	●	●	●	●	●	●	●
周辺の市街化	市街化区域に隣接	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	過半が駅1km圏内	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上位計画	都市計画 マスタープラン	●	-	-	-	-	-	-	-	●
	新たな市街化(計画的土地利用)が考えられる区域	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発ポテンシャル	H19~H28 開発許可(件数)	2	0	4	0	1	0	0	2	
	H19~H28 新築(件数)	3	21	23	0	10	1	1	9	
	H19~H28 農地転用(件数)	3	1	9	1	4	0	0	7	
地区指定	農業集落等維持形成地区	農業集落等維持形成地区	農業集落等維持形成地区	農業集落等維持形成地区	農業集落等維持形成地区	農業集落等維持形成地区	農業集落等維持形成地区	農業集落等維持形成地区	農業集落等維持形成地区	
みち交流地区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
公共公益施設等計画誘導地区	●(一部)	-	-	-	-	-	-	-	-	

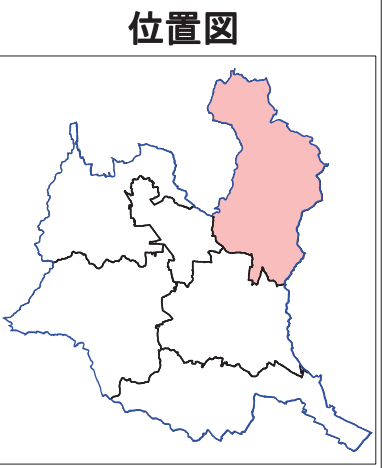
地区区分指定(御笠地域②)

地区類型	地区番号	4)宝満川沿いの優良農地			5)筑紫野市陸上競技場跡地周辺地区			6)緑地系施設地区		7)森林部	
		⑩	⑦	③	⑧	④	⑪				
現況土地利用	宅地主体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	集落・農地混在	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農地主体	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
	森林主体	-	-	-	-	●	-	-	●	-	
	緑地系施設	-	●	●	●	-	-	-	-	-	
法規制・法指定等	農業振興地域農用地	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
	県立自然公園(特別地域)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	保安林	-	-	-	-	-	-	-	-	●	
	沿道利用指定区間	●	-	●	●	-	-	-	-	-	
周辺の市街化	市街化区域に隣接	●	-	●	-	-	-	-	●	-	
	過半が駅1km圏内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上位計画	都市計画 マスタープラン	新たな市街化(計画的土地利用)が考えられる区域	●	-	-	-	-	-	-	-	
		H19~H28 開発許可(件数)	0	0	0	0	0	0	0	0	
		H19~H28 新築(件数)	4	0	0	0	1	0	0	0	
開発ポテンシャル	開発 動向	H19~H28 農地転用(件数)	2	0	1	0	0	0	0	0	
		地区指定	田園地区	みどり交流地区	みどり交流地区	みどり交流地区	みどり交流地区	みどり交流地区	やま地区	やま地区	
みち交流地区		●	-	●	●	●	●	●	-	-	
公共公益施設等計画誘導地区		-	-	-	-	-	-	-	-	-	



御笠地域構想図

- 凡例**
- 地域コミュニティ区分
 - まち形成地区
 - まち検討地区
 - 農業集落等維持形成地区
 - みどり交流地区
 - 田園地区
 - やま地区
 - みち交流地区
 - 公共公益施設等計画誘導地区
 - 都市計画区域
 - 市街化区域
 - 公共施設等
 - 高速道路
 - 一般国道
 - 主要地方道
 - 一般県道
 - 鉄道
 - 河川等
- (※整備予定の道路は破線)



(3) 御笠地域の整備保全構想

御笠地域においては、宝満川沿いに広がる田園風景やその背景に連なる森林の緑など恵まれた自然環境を生かし、営農環境の維持に努めながら、優れた自然環境及び景観の保全を図ることとします。

また、主要幹線道路の交通利便性を生かした秩序ある土地利用を促すとともに、既存集落における生活利便性の向上に努めていくこととします。

1) 農業集落等維持形成地区

ア) 北部集落地区 (①・②・⑤・⑥)

主要地方道筑紫野古賀線や主要地方道筑紫野太宰府線、主要地方道筑紫野筑穂線の交通利便性を生かし、農地や森林などの豊かな自然環境と一体化した生活圏の形成を図ることを目指します。

特に、主要地方道筑紫野古賀線沿線においては、生活利便施設の充実を図るとともに集落の維持・形成に必要な施設の誘導を図ります。

また、御笠コミュニティセンター周辺地区においては、地域コミュニティの拠点としての環境づくりを進めていくものとします。

イ) 農地と森林に隣接する集落地区 (⑨)

宝満川や農地、森林などの豊かな自然環境を享受しつつ、良好な生活基盤と営農基盤が共存する調和のとれた農住地区の形成を図るとともに、自然環境と一体化した集落の維持・保全を図ります。

ウ) 南部集落地区 (⑫・⑬)

地域南西部の市街化区域に隣接する地区⑫については、周辺環境への配慮を充分に行うことを前提に、主要地方道筑紫野古賀線や一般県道福岡日田線の交通利便性を生かした土地利用のあり方について、幅広く検討します。

地域南部のまとまりある集落が形成されている地区⑬については、一般県道福岡日田線の交通利便性を生かした住環境の再整備や地域の活性化に繋がる土地利用の検討を行いながら、将来にわたる市街地の形成を検討します。また、集落の維持・集落活力の形成を目的とした都市計画法第34条の開発許可制度の柔軟な運用についても併せて検討します。

2) 田園地区 (⑩)

宝満川沿いに広がる農業振興地域の農用地に指定されている優良農地は、原則として現在の指定を維持するとともに、生産性の高い営農環境の形成に努めます。

また、現在の集落環境の維持を前提に行われる農道や用排水路の整備・改修等に際しては、生態系の保全・再生や良好な田園景観の創出等に留意するものとします。

3) みどり交流地区

ア) ゴルフ場 (③)

現在の土地利用を前提に、周辺部の森林の保全、周辺環境に配慮した施設の維持・管理等について事業者との合意形成に努めます。

イ) 福岡県農林業総合試験場 (⑧)

現在の土地利用を前提に、周辺部の森林の保全、周辺環境に配慮した施設の維持・管理等について管理者との合意形成に努めます。

ウ) 筑紫野市陸上競技場跡地周辺 (⑦)

筑紫野市陸上競技場跡地については、周辺環境との調和を図ることを前提に、農業生産者と消費者が交流する拠点として有効な土地利用を図るよう努めていきます。また、周辺地域の国の指定を受けた史跡等と連携した施設等の整備について検討します。

4) やま地区 (④・⑪)

森林については、県立自然公園や保安林の指定に基づきその保全に努めます。

また、登山や自然観察等の森林が有するレクリエーション機能の維持、増進を行い、身近な自然とのふれあいの場となるようその活用に努めます。

なお、大字原東側森林地区④については、総合運動公園等の整備の必要性を検討するとともに、阿志岐山城周辺地区⑪については、国指定史跡である阿志岐山城跡の保全・活用に努めていきます。

5) みち交流地区

沿道利用指定区間の幹線道路沿道部においては、集落や農地との調和のもと、幹線道路沿道としての有効な土地利用を図ることとし、道路利用者へのサービスに資する施設や流通業務施設の立地等を促すものとします。

6) 公共公益施設等計画誘導地区 (①)

地域の意向や駅・バス停の立地などによる拠点性等を踏まえ、現施設の利便性の維持(継続性)や集落の活性化(将来性)を見据えた地域のまちづくりの形成に資する公共公益施設等の促進を図ります。

医療施設、社会福祉施設、介護老人保健施設、学校については、少子高齢化を踏まえ、周辺の良い住環境や景観等の保全に配慮しながら、必要な施設について、認められる範囲で計画的な誘導をはかります。